

# 税務調査と不服申立に関して



税務調査は、中小法人の場合は3～7年程度のサイクルで行われていると言われています。

昨今は、法人税・消費税・源泉所得税の同時調査が一般的で、消費税については、赤字企業でも調査されることがあります。厳しい経営環境の中で、日常の経理処理が税務調査により否認されることは、思わぬ痛手となる可能性があります。

また、税務調査の結果等に納得できない場合は不服申立という制度があります。この制度は異議申立と審査請求に

分かれております。

今回は、「税を考える週間」の特別講演として、仙台南税務署の坂本英俊署長をお招きし、税務調査と不服申立制度について、永年の経験を踏まえて分かりやすく説明して頂きます。

是非ご聴講頂きますようご案内申し上げます。

## 実施要領

日時 平成26年11月18日(火)午後1時30分～3時

会場 「太白区中央市民センター3階大会議室(たいはっくる)」

仙台市太白区长町5-3-2 電話 022-304-2211

ご来場の際はなるべく公共の交通機関をご利用頂きますよう、ご協力をお願いします。

講師 仙台南税務署 署長 坂本 英俊 氏

演題 「税務調査と不服申立に関して」

受講料 無料(但し、事前に申し込みが必要です)

定員 80名(定員になり次第締切りとさせていただきます)

申込 (公社)仙台南法人会事務局 ☎022-246-3614 FAX 246-4520

## 「税を考える週間特別講演会」受講申込書

平成26年 月 日

会社名		電話番号		
住所		FAX番号		
参加者氏名		参加者氏名		

※ ご記入頂いた情報は、法人会からの各種連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。また、セミナー時に撮影した写真を当会広報誌「せんだい美名実」・ホームページにおいて公開する場合があります。